

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

安全理念の浸透と災害風化防止訴え

安全意識醸成へ2教材を制作

JFEスチール

特集Ⅱ

間違ってますか？脚立の使い方

東京労働局が注意喚起

環境ビジネス最前線

作業安全指示書で先手管理

水ing

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2214

2014

7 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ21大阪会
ビジネス・パートナーオフィスK U W A N O

所長 桑野里美

第176回

技術職係長が出張地近隣のホテルに宿泊、翌朝死亡を確認

■ 災害のあらまし ■

被災者はA地所在の会社の技術職の係長として業務に従事。某年8月24日からB地所在のC社D工場に出張し、出張地近隣のホテルに宿泊したが、翌朝死亡しているのを発見された。遺族は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとして、労働基準監督署長に遺族補償給付の請求をしたが、労基署長は被災者の死亡に関する医証について、業務上の事由ではないと判断、これを支給しない旨の処分をした。

■ 判断 ■

発症前1カ月以内の5日間の夏季休暇によって十分な休養がとれたため、心身疲労は回復したとする上記医師による所見について争われた。医証は「主として本件疾病の発症に近接した時期における業務による負荷を考慮して所見しているもの」と解され、「長期間の業務による負荷について考慮して所見しているもの」とは解されなかった。しかしながら、被災者は発症前に相当程度の長時間労働に継続的に従事し、特に発症前1カ月に著しい長時間労働に従事し、その間の業務は特に精神的負担の大きいものであったのであり、これらを総合的に判断すると業務に起因して発症したものと認められ、業務上の事由によるものとして遺族補償給付の不支給処分を取り消され業務上と判断された。

■ 解説 ■

このような疾病（脳出血やくも膜下出血、心筋梗塞や狭心症など）のケースの業務上外の判断は、発症に業務との相当因果関係が認められれば業務上災害となる。

厚生労働省ではどのような場合に業務上

の過労死に該当するかの判断基準を設定した。これは「脳・心臓疾患の認定基準」と呼ばれるもので、平成13年には慢性疲労を認定の要素として盛り込んで刷新された。(平13・12・12基発第1063号)。この新認定基準では、過労死の原因となった脳・心臓疾患が労災と認定されるための要件として、次の3つを示している。①発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したこと、②発症に近接した時期に、「短期間の過重業務」に就労したこと、③発症前に「長期間の過重業務」に就労したこと。これに照らしてこのケースを検討する。

まず、発症直前の「異常な出来事」については、被災者は発症直前から前日まで通常通り会社に出勤し上司からの出張の指示を受け急きょ午後からD工場に不良解析作業のために出張したものであるが、このような出張については被災者にとっては1カ月に1～2回の同様の業務があったので、特に直前に強度の精神的負担をもたらす突発的または予測困難な異常な事態であったとは認められない。

次に、発症に近接した時期の「過重業務」については、被災者は発症前1週間に6日間勤務し、通常の業務および出張業務に従事し、この間の実労働時間は68時間44分とかなり長時間であったが、業務内容としては主として、通常の業務に従事していたものと推認され、被災者は、本件疾病発症前1週間に「過重な業務」が継続したとまでは認められない。

最後に、発症前「長期間の過重業務」について、被災者の発症前30日間における時間外労働時間は80時間超、発症前2カ月における1カ月あたりの時間外労働時間は70時間超であり、被災者は相当程度の

長時間労働に継続的に従事していたと認められる。業務内容および業務従事状況については、技術課の係長として担当部品の見積、設計、図面の検図、営業部との連携窓口としての調整、部下指導、新入社員教育を担当していた。また、製品の需要増加に伴い被災者が属していた系の業務は年々増加。発症前4カ月に増員をしたが、増員された人数の半数は入社間もない新入社員であったため、業務量の増加には追いついていない状況であった。

特に被災者は、自らも多くの設計業務を担当するに等しく恒常的に相当程度の時間外労働があった。肉体的負担は少なかったが、精神的負担は大きなものだった。また、発症前の7月下旬に被災者が設計した部品が品質不良で大きな問題が発生したため、被災者はその対応に追われ徹夜を含む長時間労働を行っていた。これらを総合すると被災者は長期間にわたり業務による過重な負荷を受けていたと見るのが相当である。

よって、被災者は発症前に長期間にわたり業務による過重負荷を受けていたとされ、被災者の本件疾病と死亡との因果関係が認められ、原処分を取り消し遺族補償給付がなされたものである。